

**【重要】**

**就学支援金の支給を受けるためには、申請手続きが必要となります。  
以下について、必ずご確認をお願いします。**

令和8年（2026年）4月10日

新入生とその保護者の方へ

北海道石狩翔陽高等学校長 瀧澤 共喜

**高等学校等就学支援金受給資格認定申請のお知らせ**

令和8年4月から、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金という。」）の支給に関する法律の一部改正により、所得制限の撤廃や国籍及び在留資格等に基づく支給対象者の変更がありました。今後、就学支援金制度の改正作業を行う予定ですが、法改正前同様に、就学支援金の支給を受ける場合には、これまでどおり受給資格認定申請が必要となりますので、手続きをお願いします。

つきましては、別紙リーフレット及び申請者向け利用マニュアルを参照し、高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）（以下、「システム」という。）により、令和8年（2026年）4月13日から令和8年（2026年）4月21日までに申請してください。

記

**1 高等学校等就学支援金の支給対象となる方**

別紙リーフレットのとおりに（3月末時点での国のリーフレットとなります）

e-Shienによる申請はこちらから→



**2 留意事項**

- (1) 審査の結果については、6月頃文書でお知らせする予定です。
- (2) パソコンやスマートフォンを所持していない等の理由により、オンライン申請ができない場合には、学校のパソコンから申請を行うことも可能です。希望する場合は、学校へご連絡ください。
- (3) **申請者向け利用マニュアル等手続きについては、今後、内容に変更がある場合があります。**
- (4) その他不明な点がある場合や、期日までに申請・提出ができない場合は、事務担当者：田中（TEL：0133-74-5771）までご連絡ください。

**3 送付資料**

- (1) 授業料の納付のお知らせ  
※高等学校等就学支援金等の受給資格の認定を受けない方のみ該当します。
- (2) リーフレット（高等学校等就学支援金制度等）
- (3) **ログインID通知書**  
**※個人情報のため、各担任から生徒に配布します。**
- (4) e-Shien申請者向け利用マニュアル